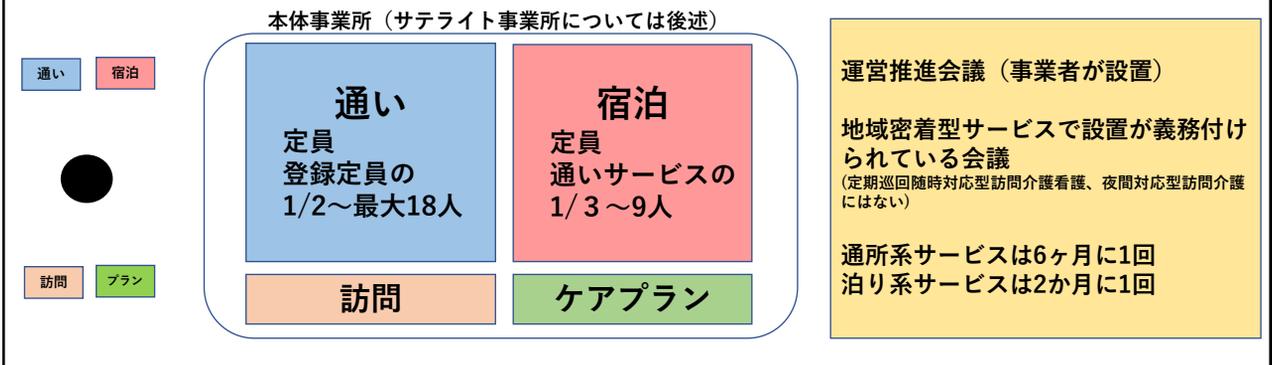


小規模多機能型居宅介護

- ・ 通いを中心に訪問や泊りの組み合わせ（通いサービスの利用者が登録定員の1/3以下が続いてはダメ）
- ・ 要支援・要介護どちらも利用可（医療系のある看護小規模多機能型居宅介護は要介護のみ）
- ・ 小多機の介護支援専門員が居宅サービス計画を作成（居宅介護支援事業所の介護支援専門員×）
- ・ 看取りも行う
- ・ 地域との連携（運営推進会議を2か月に1回開催）



1

小規模多機能型居宅介護

これだけ覚えよう！

登録	利用者は1か所の事業所に限って利用登録をすることができる
介護報酬	月単位の定額報酬（短期利用については日単位）
同時に利用できるサービス	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修（※別に算定できるのは訪問の医療系+α）
居宅サービス計画と小規模多機能型居宅介護計画	小規模多機能型居宅介護で働いている介護支援専門員が居宅サービス計画と小規模多機能型居宅介護計画を作成（居宅介護支援事業所の介護支援専門員×） サテライト事業所では本体事業所の介護支援専門員が居宅サービス計画を作成するのであれば、研修修了者が小規模多機能型居宅介護計画を作成できる

2

小規模多機能型居宅介護

人員基準

管理者	常勤専従(兼務可)「3年以上認知症介護の経験+事業開設者研修修了者」
従業者	介護従業者は無資格でもOK、日中(通い・訪問)・夜間で異なる(覚えなくてOK) ただし、従業者のうち1人以上は看護師または准看護師でなければならない (※通所介護と同じ)
介護支援専門員	1人以上(兼務可・非常勤可)

登録者1人あたりの平均提供回数が週4回に満たないと減算

	本体事業所	サテライト事業所
登録定員	29人以下	18人以下
通いサービス定員	登録定員の1/2から最大18人	登録定員の1/2から12人
宿泊サービス定員	通いサービス定員の1/3から9人	通いサービス定員の1/3から6人

数字がやたらと出てくるが
細かいものは覚えられない方がよい！
登録定員によって各定員が異なる
入れ替わっていたら×ぐらいでOK
サテライト事業所は2か所まで。
自動車等で20分以内の距離。

3

問題 55 介護保険における小規模多機能型居宅介護について正しいものはどれか。

2つ選べ。

- 1 小規模多機能型居宅介護は、宿泊を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や通いを組み合わせてサービスを提供するものである。
- 2 従業者は、介護福祉士又は訪問介護員でなければならない。
- 3 小規模多機能型居宅介護の本体事業所とサテライト事業所の距離は、自動車等でおおむね20分以内の近距離でなければならない。
- 4 利用者は、複数の小規模多機能型居宅介護事業所への登録を希望しても、1つの事業所にしか登録できない。
- 5 運営推進会議は、当該事業所を指定する市町村が設置する。

4

問題 56 小規模多機能型居宅介護について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 通いサービス，訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について，登録者1人当たり平均回数が週4回に満たない場合には，介護報酬は減算される。
- 2 従業者のうち1人以上は，常勤の看護師又は准看護師でなければならない。
- 3 一定の条件を満たす事業所において，看取り期におけるサービス提供を行った場合は，看取り連携体制加算を算定できる。
- 4 利用者の処遇上必要と認められる場合であっても，一の宿泊室の定員は1人である。
- 5 介護支援専門員は，利用者の処遇に支障がない場合には，管理者と兼務することができる。